



日本共産党 品川区議会議員 区政報告

のだて 稔史

ニコース

区政報告について
ご意見、ご要望を
お寄せ下さい。

事務所：品川区豊町6-2-1 Tel：03-3786-6674
区議控室：品川区広町2-1-36 Tel：03-5742-6818

根拠の不明確な29号線進めるな

都市計画道路全体に関わる法的問題を予算委員会で質問しました。

区は29号線の都市計画決定がされた告示15号の認可をしたのが本来必要な内閣ではないと認めました。

しかし、区は手続きを一つ一つ確認することはできないとして事業認可もあるため、どんなことがあっても告示と事業認可、都市計画決定は有効だという態度で、区の区民踏み付けの姿勢が浮き彫りになりました。(裏面
詳報)

法的問題のある29号線を70年たった今、住み続けてきた区民を追い出し

強行するのは止めるべきです。

これに負けまいと住民の会も法的問題の学習会を開催しました。

都市計画の問題で自らもたたかってきた太田さんは法的問題は認可だけではないと語ります。

当時の原図と原簿がないこと、都市計画決定をした戦災復興院総裁はそ

法的問題

- ①内閣の認可を受けていない
- ②当時の原図、原簿がない
- ③告示を出した戦災復興院総裁にその権限はない



の権限を持っていないこと、告示当時は内閣が総辞職し認可の事実がないことなど問題点を指摘しました。

学んだことを力に法的問題があり、まち壊しの29号線を廃止にするため一緒に頑張りましょう。

◀住民の会が法的問題の学習会を開催。参加者は熱心に話を聞いていました。



のだて稔史プロフィール

1985年品川区生まれ、30歳。八潮北小、八潮中、都立雪谷高校、東洋大学工学部建築学科卒。建築設計事務所で6年間働く。2015年4月初当選。戸越5丁目在住。家族は両親と兄。ジブリ映画、バドミントン、テニスが好き。

予算委員会のやり取り

(Q: のだて、 A: 都市計画課長)

Q、都市計画決定は主務大臣が決定し、内閣の認可を受ける旧法第3条の規定に間違いはないか。

A、間違いございません。

Q、告示をした戦災復興院総裁は主務大臣なのか。

A、主務大臣ではない。

Q、内閣の認可を受けた経緯はあるのか。

A、国の内部の手続きについては、現在確認のしようもなく回答できない。

Q、戦災復興院総裁の告示に効力はあるのか。

A、復興院は総理大臣の管理下で事務を司る。これ以上コメントできない。

Q、この都市計画決定は無効ではないか。

A、都市計画決定が今日活きている(引き継がれている)事実について結論はゆるぎないものである。

Q、区も詳細を把握すべき。

A、告示され、事業決定もされている。それ以上のものは特にならない。

Q、根拠が不明確で住民が反対している計画を進めるのはおかしい。

A、一連の手続きについて一つひとつ確認するのは無理がある。手続きは有効という認識で東京都も施行している。

法的問題のある29号線は白紙撤回に

羽田問題国会行動

4月13日(水)

12時30分集合

国会内集会午後1時～

国交省交渉午後2～

国会議員要請午後3時～

国保料引き下げ、特養ホーム増設など
請願運動の

報告・こんだん会

4月10日(日)午前10時

荏原第4地域センター

2階集会室(大井町線荏原町駅前)

報告 のだて、鈴木ひろ子

無料法律相談やります

4月12日(火)午後6時～8時

会場: のだて稔史事務所 豊町6-2-1

お気軽にご相談下さい。弁護士とお話を伺います。

できるだけ事前にご連絡ください。Tel 3786-6674

次回予定 5月10日(火)午後6時～8時

日本共産党